

# 認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定 変更に係る取扱について

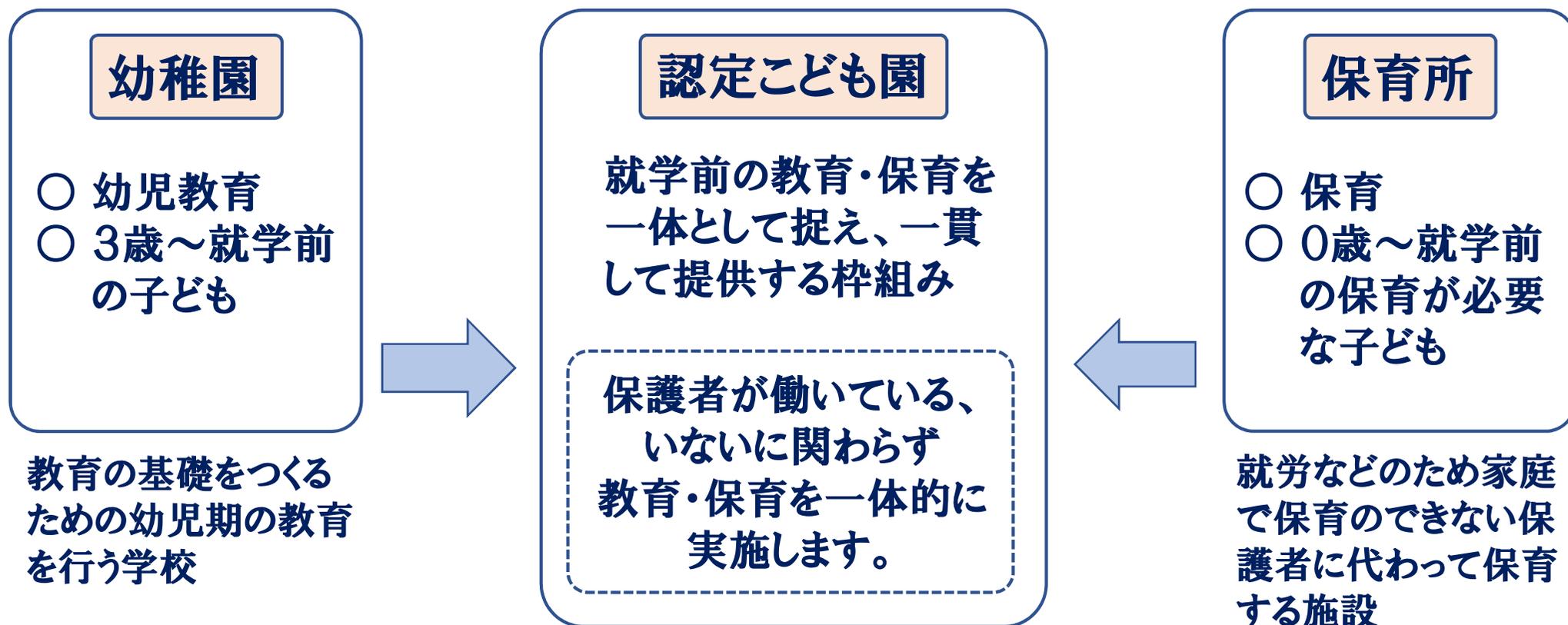
- 1 認定こども園とは
- 2 利用定員の区分と設定について
- 3 利用定員の適正化について
- 4 保育料無償化について
- 5 利用定員を超える場合のやむを得ない事情について
- 6 利用定員や認定変更に係る基本的な方針について

令和3年8月25日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

# 1 認定こども園とは

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で  
いわば、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。



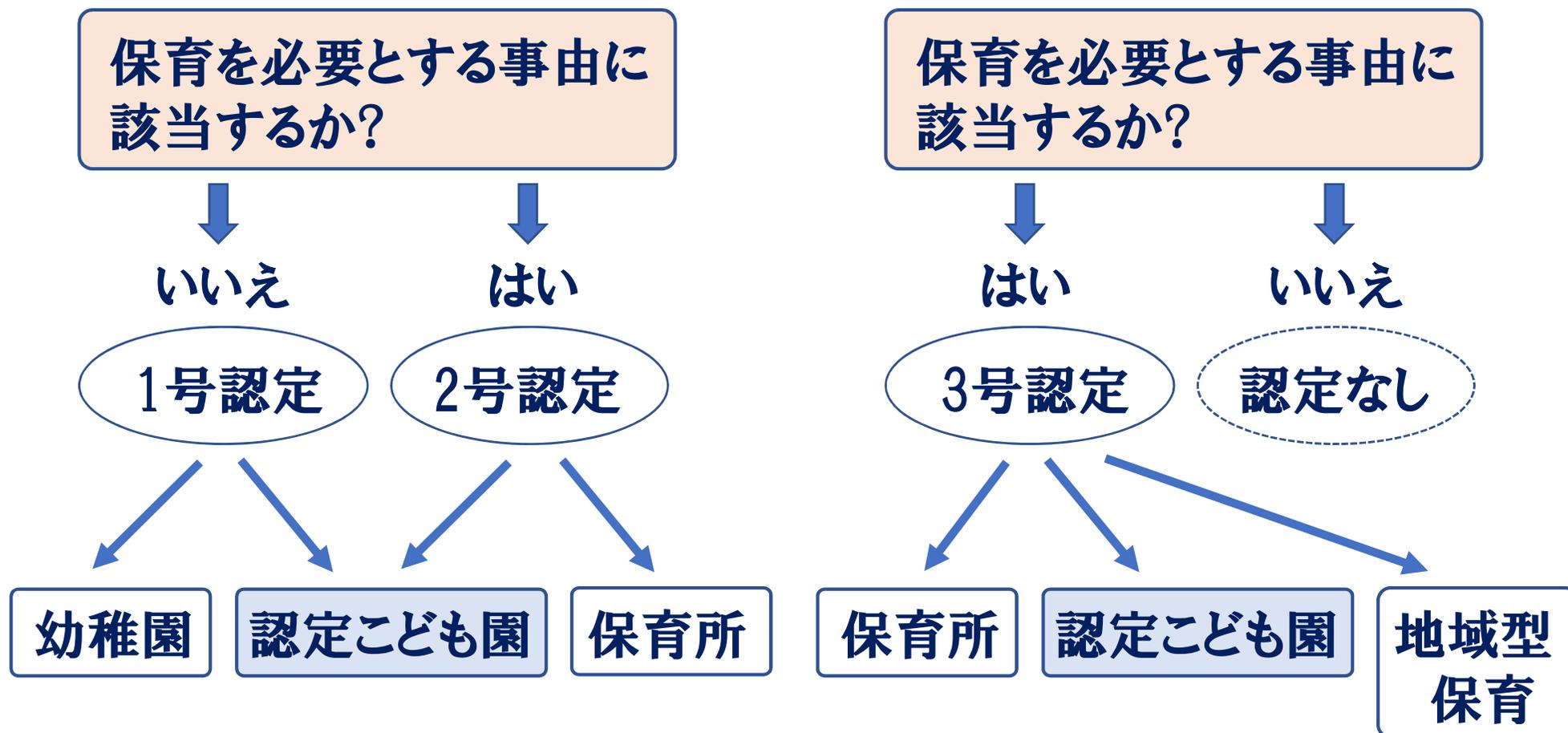
【内閣府ホームページから抜粋】

## 2 利用定員の区分と設定について ①

子どもの年齢や、保育を必要とする事由によって、利用できる施設は、以下のとおりです。

《 3～5歳 》

《 0～2歳 》



※ 共働き家庭でも、幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることとなります。

【こども子育て支援新制度 なるほどbook 内閣府、文科省、厚労省 平成28年4月改定版から抜粋】

## 2 利用定員の区分と設定について ②

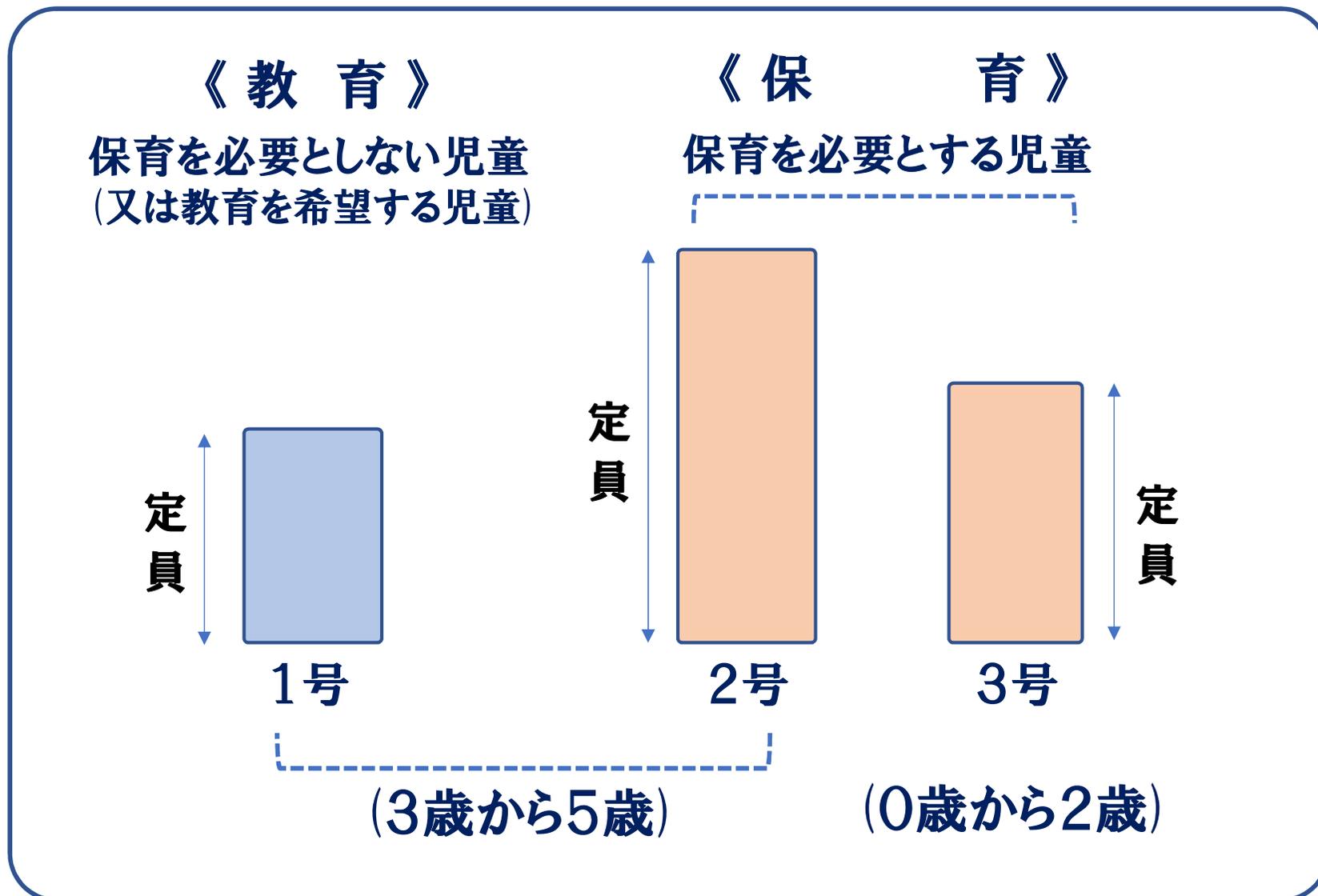
保育を希望される場合の保育認定(2号、3号認定)には、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

### 《 保育を必要とする事由 》

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## 2 利用定員の区分と設定について ③

《 標準的な認定こども園の定員配置の例 》 (保育所からの移行例)



### 3 利用定員の適正化について ①

#### 《 利用定員の適正化 》

それぞれの定員設定の区分ごとにそれぞれ利用児童数に応じた利用定員を設定することが基本ですが、とりわけ、施設型給付費等の単価設定を適正なものとする観点から、1号(教育)と2・3号(保育)の2区分で適正化を図る必要があります。

(No.103 自治体向けFAQ第17.2版 平成31年3月29日)

#### 《 鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 》

##### (定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 4 保育料無償化について

令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども利用料が無償化されました。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

幼稚園(教育)は、入園できる時期にあわせて、満3歳から無償化します。

(子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会 令和元年5月30日)

**保育**

保育所、認定こども園の保育(2号、3号)

➡ 満3歳になった後の4月1日から無償  
(0歳から2歳の住民税非課税世帯も無償です。)

**教育**

幼稚園、認定こども園の教育(1号)

➡ 満3歳から無償

## 5 利用定員を超える場合の、やむを得ない事情について ①

(支給認定の変更について必要があると認めるとき)

子ども・子育て支援法第23条第2項において「市町村は、(中略)必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。」とされています。

ここに規定する「必要があると認めるとき」は、就労状況の変化等、保護者の状況に客観的な変化があり、支給認定の変更の必要が生じた場合を想定しています。

(No.66 自治体向けFAQ第17.2版 平成31年3月29日)

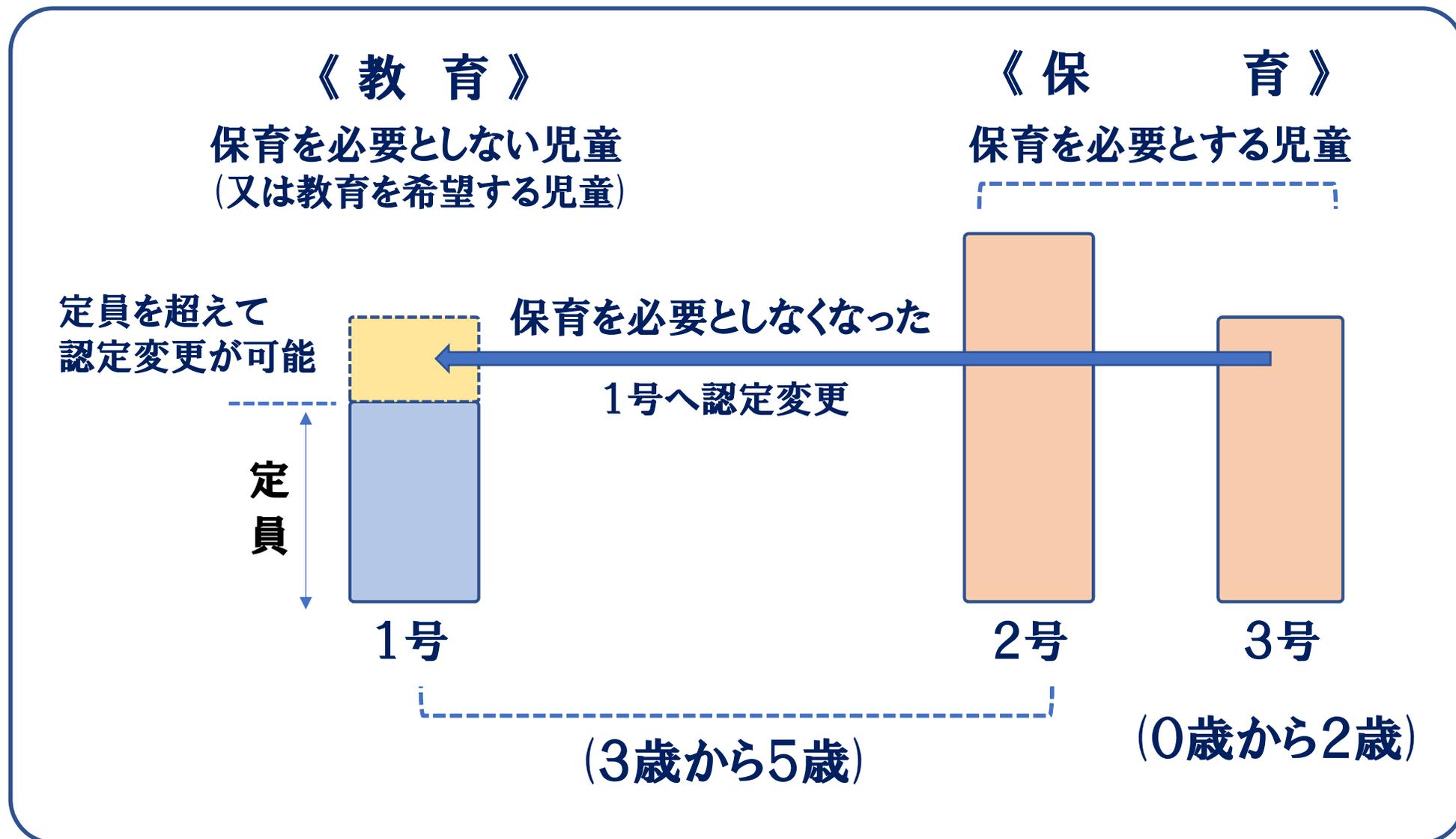
(一時的な定員超過を認める取扱い)

保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定になった場合、1号認定から2号認定になった場合、(中略)保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、(中略)利用定員に空きがない場合であっても、認可(認定)基準を満たす範囲であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いが可能です。

(No.106 自治体向けFAQ第17.2版 平成31年3月29日)

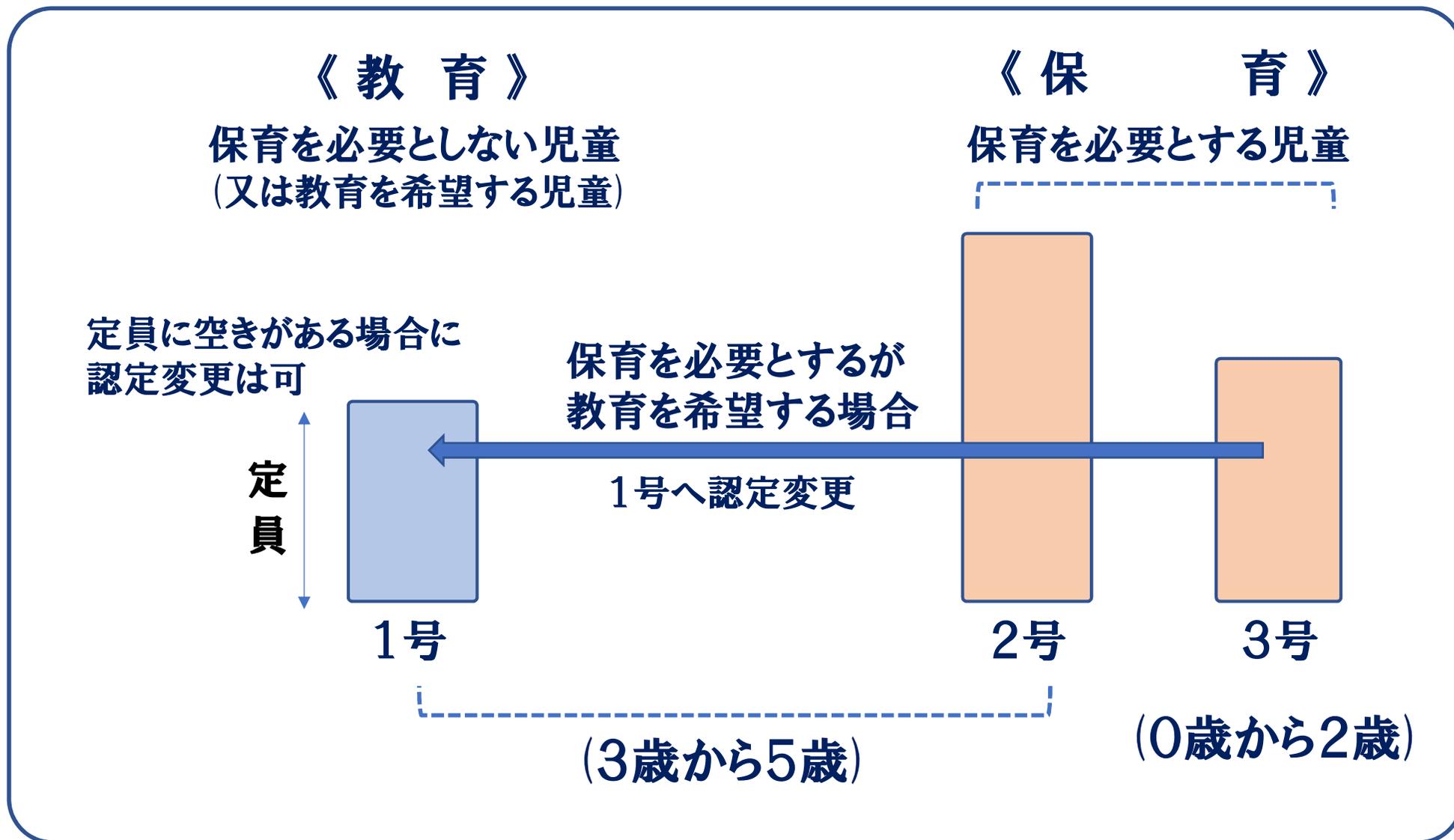
## 5 利用定員を超える場合の、やむを得ない事情について ②

### 《 年度途中で保育を必要としなくなった例 》



# (参考) 保育を必要とする児童が、教育を希望する場合

《やむを得ない事情には該当しないため、1号定員の範囲で変更可》



## 5 利用定員を超える場合の、やむを得ない事情について ③

従来までの旧制度においては、各世帯で様々な家庭環境や就労状況の変化があった場合、その都度、保育所と幼稚園で転園の手続きをしなければなりませんでした。

このような不安定な子育て環境を改善するため、認定こども園の制度により、子育て世帯においては、就労状況の変化など、やむを得ない事情が生じた場合でも、同じ施設で小学校入学前まで、安心して、こどもを引き続き預けられるようになりました。

国の基準や留意事項等で示された事項に加えて、「その他のやむを得ない事情」については、市町村の判断に委ねられていることから、今後、鹿屋市では、子ども・子育て会議等の意見を伺いながら、様々なご家庭の事情を検証し、安心して子育てができる環境の充実に取り組んでまいります。

## 6 利用定員や認定変更に係る基本的な方針について

認定こども園の利用定員や認定変更については、以下の取扱を基本として、適正な運用に取り組んでまいります。

- 1 1号利用定員を遵守します。
- 2 1号利用定員を超える変更申請を認定する場合は、保護者の保育要件の変化など、やむを得ない事情がある場合とします。
- 3 保護者が保育要件(就労環境等)の変化がないにも関わらず教育を希望して、2号又は満3歳を迎えた3号から1号へ変更申請があった場合は、1号利用定員の範囲において、認定できることとします。